

○飯島町審議会等委員の公募基準

平成24年4月1日

1 目的

この基準は、行政事務の執行に当たって、飯島町審議会等委員の公募について、必要な事項を定め、より多くの町民の意見を町政に反映させることを目的とする。

2 公募の委員数

公募を行うに当たっては、審議会等の特性を踏まえてそれぞれの審議会等で公募の委員数を定めるものとする。

なお、法令で定めるもののほか、定めのない場合は、公募による委員数の目安として、審議会等の委員全体に占める公募による委員の割合を、原則として、次のとおりとする。

審議会等の委員数	公募による委員数
16人以上	3人
10人以上15人以下	2人
9人以下	1人

3 公募による委員の資格

公募による委員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 町内に居住し、在学し、又は勤務する者で、委員の任期の開始日において20歳以上のものであること。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、審議会等を所管する課長が必要と認める資格を有する者であること。
- (3) 本町の常勤の特別職又は一般職に属する職員及び議会議員でない者。ただし、臨時又は非常勤の職員であっても、これらの職員が当該審議会等の審議に直接関与する場合は、当該審議会等に限っては、公募による委員の資格を有しないものとする。
- (4) 同時に2つを超える飯島町審議会等公募委員になることはできない。

また、引き続き審議会等の公募委員となる場合は、原則として、連続して2期を超えて当該審議会等委員になることはできない。

4 公募方法

- (1) 公募は、広報いいじま及びホームページ等におおむね次に掲げる事項を掲載することによって行うものとする。
 - ア 公募趣旨

- イ 公募する附属機関名
- ウ 附属機関の審議内容
- エ 公募人員
- オ 任期
- カ 応募方法
- キ 応募期間
- ク 報酬額
- ケ 選考方法
- コ 決定する期日
- サ 問合せ先

(2) 応募期間は、1ヶ月程度とする。

5 応募方法等

- (1) 飯島町審議会等委員応募申込書(別記様式1。以下「申込書」という。)に必要事項を記入して、応募期間内に、郵送又はファクシミリ送信、電子メール等の方法により、当該審議会等を所管する課(以下「所管課」という。)に申し込むものとする。
- (2) 申込書は、所管課のカウンター等に備え付け、町民の要望に応じ、適宜郵送又はファクシミリ送信等の方法により、送付するものとする。

6 委員の選考方法

- (1) 委員の選考は、所管課において、申込書の記載内容を審査し、町長の意見を聴いて決定するものとする。
- (2) 選考により委員となった者が欠けたときは、申込みのあった者の中から選考することができるものとする。
- (3) 選考の結果については、申込者全員に通知するものとする。
- (4) 公募委員が定数に満たない場合は、所管課において、公募以外の委員と同様に選考するものとする。

7 施行期日

この基準は、平成24年4月1日任命の飯島町審議会等委員から適用する。

別記様式1
(受付印)

※所管課名 ()

審議会等の名称				
ふりが な 氏 名		男・女	生年月日	昭和 平成 年 月 日生
住 所	〒 ー	飯島町 番		勤 務 先
	地			電話番号(ー)
主な履歴 (所属している又はしていた団体名や社会活動の履歴等を記入してください。)				
応募の動機, 抱負など (委員に応募する動機, 抱負などを詳細に記入してください。)				

